

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2010年7月16日 金曜日 23:15
宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
件名: 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

- ①氏名 [REDACTED]
- ②住所 [REDACTED]
- ③メールアドレス [REDACTED]
- ④職業 会社員
- ⑤年齢 32歳
- ⑥性別 男
- ⑦意見

河川の氾濫だけではなく、大雨による床上浸水や土砂崩れなどを防ぐのも治水の役割だと思います
河川局だからといって河川にとらわれてはいませんか？

Get the new Internet Explorer 8 optimized for Yahoo! JAPAN <http://pr.mail.yahoo.co.jp/ie8/>

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		ニート		⑤年齢	29
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
23	22	【要旨】 計画高水位以上の水位の流水が、堤防高より高い場合ということは、越水すると言うことであると思われる。越水する事を前提とするならば、堤防に水門等を設置し、越水させずに水を流せばどうだろうか。 【意見】 堤防が決壊する大きな要因は、越水により堤防が崩れることであり、洪水受忍には決壊しない堤防が必要になる。そして、決壊しない堤防は現在、スーパー堤防しかなく、技術的、経済的に困難であると聞いている。しかし、越水して水が溢れる前提であるなら、越水させずとも堤防から水を流す事は出来ないだろうか。それが出来るならば、堤防が決壊するリスクを大きく減らせるはずである。水門をつけるなり、ポンプを設置するなり、技術的なことは分からないが、不可能ではないと思われる。また、この方法なら、水位が堤防高に達する以前から少しずつ水を流せる利点があると考えられる。さらに一歩進めるなら、非常時には道路を水路として活用できるように設計しておくことも考えられる。 越水して、一度に水が押し寄せてくるよりは、少しずつ水を引き抜ければ、被害は小さくできるはずである。また、スーパー堤防のように途方もないコストはかからないのではないと思われる。			

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）に関する意見

有識者会議の第11回配布資料において、様々な治水対策の評価としてコスト最小化が掲げられていたが、なぜB（便益）－C（コスト）の最大化で評価しないのか。ダム開発をしない自然の川の便益、治水防止の便益、ダム景観の便益などいろいろな評価項目があり、自然の川の便益については、既に、東工大社会工学科教授の肥田野登らがヘドニックアプローチや仮想市場法を用いて計測した例もある。「便益」という用語も知らないで何が有識者なのか。国民を馬鹿にするのもいい加減にしてほしい。

氏名 [REDACTED] (男、52歳)

住所 [REDACTED]

職業 国立大学法人の職員

e-mail [REDACTED]

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2016年7月26日 火曜日 6:12
宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
件名: 今後の治水対策のあり方について 意見

我国は世界中で生水が飲める唯一の国です。
貨幣価値に直したらいくらになるのでしょうか。
古来日本人は生活用水として井戸水を使用してきました。
畑の肥やしに糞尿を使ってきて、なんら不都合は生じていなかったのです。
戦後生活様式に西欧様式を積極的に取り入れ、米飯から食パンになり牛乳を飲みウイスキーを飲むようになりま
したが、日本文化が進歩したわけではありません。
生活様式が変わっただけです。
工業用水にダムが必要なことは理解できますが、農業用水とか、生活用水にダムが必要であるとは考えられませ
ん。
農業用水には長い年月をかけて、農業に必用なため池を用意できています。
生活用水には各家庭には井戸があります。
戦前までは、家を建築する前に井戸を掘り、その水が生活に適しているか確認をしてきたのです。
これからの治水は、工業用水と都市生活者のためには、海水を真水にする手段をとるべきです。
ですからダムを作ることは辞めましょう。
日本の伏流水がだめになってしまいます。

住所 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
職業 一級建築士
年齢 63 歳
性別 男

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 60 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
11		・河道の負担を増加させる様な場合.....に続くのかどうか良く判りませんが？ 当方の意見は、河の機能維持が図れていない点を指摘したいと思います。 河川は毎年、流水流下に伴い土砂が同伴堆積し、場所によれば三角州等を形成し、流水の自然分散も生じ水深が浅くなる状況が散見されますが、コスト、環境等の面からこれらの土石が取り除かれることが敬遠傾向にあり、このことが有事の際の河川氾濫問題の伏線にあるのではないのでしょうか？ 即ち、海域へ放出されるまでの河川区域の排水能力が堆積で極端に低下している状態にあることが、有事の際の危険度を助長していると考えます。 (勿論下流域、河口域では潮位の干満による抵抗も時間によっては大きく関係します) ダムそのものについては、一定の堆砂容量を見込んで設計されていることからすると、管理水位の問題を除けば、むしろダム下流域の機能維持の在り方が治水の要ではないのでしょうか？ 具体的には、常日頃、流域河川の定期的なメンテナンス(浚渫等で増深)が不可欠であり、有事の際の事象軽減策に繋がると考えられます。(護岸壁の止水対策も必要) 勿論個々の事業においては、各々の地況次第のところがありますが、偶に河川流域にレクリエーション施設等を整備している光景を良く目にしますが、防災を第一義に考えるならば、こうした整備も、同様のスクリーニングを経て実施することが望ましいのではないのでしょうか？ 昨今の災害を目の当たりにすると、従前の気象データでは計り知れない状況が頻発している訳で、現状の各種整備、設計基準についても、早急な見直し検討と整備の実践がなされるべきと思います。 治水の在り方については、治山と密接不可分であることから、防災を念頭にした幅広い専門家の検討が必要と考えます。 こうしたことを付記すべきと思います。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		年金生活者	⑤年齢	69	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
16		検討主体			
17		検証に係わる検討手順			
18		情報公開、意見聴取等の進め方			
		上記 3 項目に関わることについて			
		要旨 実質的な検証検討主体は、流域住民を加えた公募による第三者機関であるべきだ。 意見 検討主体は国土交通大臣であるのは当然だが、実質的な検討主体は地方整備局、水資源機構、都道府県としている。これではダム事業者だけの検討になってしまう。そもそも「ダムに頼らない治水対策」という方針や当有識者会議の設置は、国民の中にダムに対する疑問、ひいてはダム事業者に対する不信感が高まってきたからではないか。にも関わらず従来の当事者達が検証検討するのでは無意味であるばかりか、ダム推進にお墨付きを与える場になってしまう。これは国民に対する重大な裏切りである。従って実質的な検討主体は、公募による「第三者機関」でなければならない。サンプルはかつての「淀川水系流域委員会」である。今回の「ダム見直し」は河川行政民主化への大きな一歩になる。これを骨抜きにするのは犯罪に等しい。猛省をうながしたい。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		ニート		⑤年齢	29
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
9	22	治水上問題となる大洪水時には、顕著な効果は期待できないとあるが、釈然としない。森林が、一定量の水を蓄えるものであるとするなら、その分の水が河川に流れ込む事を防げるはずであり、一定量の効果があるはずである。その一定量の水量を比率で比較すれば、中小規模の洪水時の流量と大洪水時の流量とで大きな差がでるが、水害対策として効果が期待できないという事にはならないはずである。			
17	15	多目的ダムに関してはとあるが、森林の保全や遊水池などでも利水面でメリットがあるはずであり、多目的ダムだけ特別扱いになっていないだろうか。 また、牡蠣の養殖で山に木を植えるという話がある。落葉樹が作る腐葉土が栄養となり、川を流れて、海で養殖する牡蠣を育てるというのだ。こうした治水、利水以外の面に関しても総合的に評価するべきではないだろうか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
無職		76	男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
5	9	計画高水流量は基本高水流量が妥当である。計画高水流量はダムなどによる流量調節後の流量を言う。ここでは基本高水流量が正しい表現である。	
13	15	治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案するとあるが、ダムは通常整備基本方針の治水安全度の基本高水流量に対応して建設される。河川整備計画と同程度の安全度の確保は難しい。費用対効果の計算で異なる治水安全度における比較計算ができるかは疑問である。比較は同じ治水安全度で実施すべきである。	
15	10	ダム本体工事の契約を行っているものでも、平成22年度末に駆け込みの本体工事の契約を行った県営ダムも検証の対象にすべきである。	
35	9	コストの評価に当たり、実施中の事業については残事業費を基本とするについては、付帯工事など先行投資の多いダムの費用対効果は良好になるので、先行投資のない代替案と比較しても実際はダム建設中止にはならない。治水安全度に見合う適切な基本高水流量を決定し、流下能力との比較で本当にダムが必要か検討する必要がある。過大な基本高水流量を与える現行の雨量から基本高水流量を決定する方法を見直す必要がある。	
35	24	基本方針レベルの洪水の表現は曖昧である。サーチャージ水位と思われるが具体的な表現が望ましい。基準の洪水調節容量の決定法は合理的ではない。何故2割増しをするのか分からない。日本大ダム会議の「第2次ダム設計基準」に忠実であるべきである。	
37	10	各治水対策について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込むとの表現については35頁9行目と同じコメントができる。原点に戻って治水安全度に見合う適切な基本高水流量の見直しが必要である。	
		以上	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 56歳 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
5	13	【要旨】「・・・実施される。」の後に「河川整備計画の策定にあたっては、単に中期的な整備目標を達成するのに経済効果が最大となるものとするのではなく、河川整備基本方針における長期的な目標の達成が遅れることのないよう考慮する必要がある。」という趣旨の文章を挿入。 【意見】ダム等の大規模な構造物を設置する場合は、トータルのコストが大きくならないよう、単に中期的な目標の洪水規模に対応するのではなく、長期的な目標の洪水規模に対応して施設規模を決定すべきものである。また、橋梁等の横断工作物の設置が将来手戻りとならないよう、河川の計画幅を決定する際にも、河川整備基本方針における長期的な目標の洪水規模を前提とすべきものである。目先の効率性だけでなく、このような長期的な観点が忘れられることのないよう、本文にきっちりと明記しておくことが重要である。	
12	下7 4	【要旨】「これまでのしがらみを断ち切り、まず」を「既着手の事業についてはこれまでの経緯を十分に踏まえつつ」に修正。 【意見】これまでのしがらみを断ち切るとは何を指しているのか意味が不明である。むしろ、これまで事業主体側や都道府県市町村等の行政側が地元住民を含む利害関係者に対してどのような説明をしてきたのか、どのような約束をしたのか、どのような理由でどのような補償をしてきたのか、訴訟等の係争関係があったのか等の過去の経緯をすべて入念に調査し把握して、国等の立場から十分に説明できる結論を導き出すことが重要である。	
12	下7 2	【要旨】「ダムが本当に必要なものかどうかをもう一度見極め」を「ダムの事業の継続の是非についてもう一度見極め」に修正。 【意見】自然外力は際限がないものであり、河川整備計画における中期的な目標を上回る規模の洪水に対処することは将来的には必要となるものである。このことから、既に着手済みのダムについては、少なくとも将来的には必要であることに変わりはなく、実施順位として他の治水対策より優先すべきか否かということを検証しようということである。	
13	2	【要旨】「事業の必要性」を「事業の緊急性」に修正。 【意見】前項目で示した理由から、必要性という表現よりも優先順位を表す表現の方が良い。	
13	3	「さらに厳しいレベルで」というのは意味がよくわからないので、「さらにていねいに」とか「さらに正確に」という方が良い。	

1 3	4	【要旨】「低コストで早急に効果が発現できる治水対策」の前に「長期的な整備目標を示した河川整備基本方針の観点からも合理的で」というような表現を挿入。 【意見】「低コストで早急に効果が発現できる治水対策」というだけでは、目先の効率性だけを追求すれば良いと考えられてしまう。最初（第1項目）の意見で述べたように、長期的な観点が忘れられることのないよう記述すべき。また、経済効果を評価する際には、単に河川整備計画の目標水準を達成するための対策の費用比較だけではなく、あらゆる洪水規模を想定して生起確率を考慮して費用対効果を分析すべきである。
1 3	9	【要旨】次を追加し、（1）以下の番号をずらす。 「（1）検証の対象となるダム事業について、事業の必要性や概要について事業主体が行ってきた説明してきた内容、関係行政機関との協議の経緯、利害関係者との協議の経緯、利害関係者への補償等の経緯、訴訟等の係争関係の経緯等を十分に把握する。」 【意見】検証に当たっての基本的考え方として、当然のことながら、まず最初に、これまで事業主体側や都道府県市町村等の行政主体が地元住民を含む利害関係者の人々にどのような説明をしてきたのか、どのような約束をしたのか、どのような理由でどのような補償をしてきたのか、訴訟等の係争関係があったのか等の過去の経緯をすべて入念に調査し把握する必要がある、そのことを明記すべきである。
1 3	下 6	【要旨】次を追加し、（6）以下の番号をずらす。 「（6）治水対策案の比較にあたっては、必要な流水の正常な機能を確認することについても検討する。」 【意見】ダム事業の中には、設楽ダムのように、流水の正常な機能を確認することによって利水の安全度を向上する役割が大きく期待されているものがある。このような機能についても比較検討すべきである。
1 4	下 6	「事業の継続の方針又は中止の方針」を「事業の継続、変更又は中止の方針」に修正。 “変更”の可能性があるので。
1 8	9	【要旨】二つめの・として次を追加。 「・過去の長年月の間に関係地方公共団体等の意見が変化してきている場合には、その変遷の理由を含めた経緯を十分に聴取する。」 【意見】関係地方公共団体等の長の交代に伴って事業推進に対する意見が大幅に異なることがあるが、完成に長年月を要するダム等の大規模な公共事業については、その時々意見に振り回されるのは、却って住民の利益を損ないかねない。そこで、関係地方公共団体等の意見が変化してきている場合には、その理由や経緯を公開のもとに十分説明する必要がある。
2 1	9	【要旨】「ダムの治水機能として、洪水調節のほか、不特定容量を活用して流水の正常な機能を確認する機能がある。」を記述。 【意見】流水の正常な機能の維持については、P. 42に触れられているが、重要な機能の1つであるので、“第5章 治水対策案の立案”の中でも記述しておくべきである。流水の正常な機能の維持がダムを早期に建設することが求められる大きな理由となっている場合がある。

2 2	9	河道の掘削は、堰、地下横断工作物等が制約となるほか、護岸や橋脚の根入れ等を考慮しなければならない。また、河床高の維持が困難であったり、特に河口形状の維持が課題である。(5)においては、このような制約要因や課題も記述すべき。
2 3	1 4	河道内の樹木については、常時伐採しておくことは困難であり、河道計画策定時点においてある程度取り込まれている場合が多い。よほど著しく繁茂している場合をのぞいて、樹木の伐採を計画上取り入れることは困難と考えられる。(8)においては、そのような課題を記述しておくべき。
2 3	下舫 4	「(9) 決壊しない堤防」とは、越水しても破堤しない堤防を意味すると思われるが、現実には不可能なものであるので、次ページ4行目まですべて削除した方が良い。
3 1	8	8行目と9行目の間に、「流水の正常な機能の確保のための対応策については、従来、治水代替案の検討において、あまり比較検討されることはなかったが、流水の正常な機能の確保が特に期待されている場合については、十分な評価が必要である。」旨の記述を挿入。
3 5	下舫 2	「例えば、」の後に「基本方針レベルの洪水に対応し得るダムであれば、河川整備計画レベルを超える洪水に対しても相当の治水効果を発揮する。ただし、」を挿入。
4 0	5	「・・・寄与する場合がある。」の後に「また、ダム建設に必要な工事用道路の建設、付け替え道路の建設等が地域の発展のために大きく期待されることがある。」を挿入。
4 2	3	「(8) 流水の正常な機能の維持への影響」については、治水の重要な機能の1つであるので、「(2) コスト」や「(3) 実現性」などを論じる前に記載すべきである。すなわち、P. 37の8行目に(2)として「流水の正常な機能の維持への影響」を記載し、以下の番号をずらすのが良い。
5 0	下舫 1	「また、取水の安定性(利水安全度)の向上が必要か。目標とする利水安全度が確保できるか」を追加。利水安全度の確保は、利水容量によって達成するほか、治水機能の一部である流水の正常な機能の確保として不特定容量によって事実上達成することが求められるので、必要に応じて「第7章」の評価軸において検討しなければならない。
5 7	6	「開発量として何 m ³ /s 必要か」の後に、「取水の安定性(利水安全度)の向上が必要か」を挿入。
5 7	8	「その量」の後に「や利水安全度」を挿入。
5 9	下舫 1 2 下舫 7	「最も」を削除。コストを重視するのは当然であるが、最も経済効率が良いのは、河川整備計画レベルの洪水対応で最も安価な対策ではなく、あらゆる規模の洪水を想定して生起確率を想定したうえで最も費用対効果が高い対策である。
5 9	下舫 6	「さらに、河川整備基本方針における長期目標に対する対応やさらにはそれを超過する洪水に対する効果をも勘案しつつ、総合的に経済効果を評価する必要がある。」を挿入。
6 0	5	「・・・前提として、「コスト」を最も重視する。」を「・・・を前提として、流水の正常な機能や利水機能の確保を勘案しつつ、「コスト」を重視し、河川整備基本方針における長期目標に対する対応やさらにはそれを超過する洪水に対する効果をも評価

(別添：意見提出様式)

		して、総合的に経済効果を評価する。」に修正。
60	下 6	「③最終的には、」の後に「地元住民を含む利害関係者との調整経緯等を踏まえて、」を挿入。地元住民等の立場に立って検証する姿勢が重要である。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社役員	⑤年齢	46	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
41 55	2 22	「地域を特徴づける生態系・・・」「動植物の重要な・・・」 (特徴づける) や (重要な) を外すべき。生物多様性や自然環境を評価軸の一つとするならば、すべてを対象とし希少種などは評価手法のひとつとするべきである。 そうでないとRDBに載っている種が居ない場合に、保護や保全の対象外とされる場合がある。 評価軸は生態系や自然環境へのインパクトを如何に少なくしているかを問うべきである。			
42 57		評価の定量性の部分 今年、名古屋で開催される生物多様性条約国会議の結果を踏まえた上で、生態系サービスに対する定量評価を行うべき。			
		総合的な評価について 対策を河川中心から流域中心へと広げることによって、事業が完成するまでの流域の変化が対策コストに影響してくると思われる。 都市化が進む、少子高齢化、人口減少などいくつかの流域特性変化パターンや社会情勢変化パターンに応じた、対策案を検証した方が良いのではないかと。 この場合、土地利用規制など流域特性を固定化させることの実現性や流域変化への対応可能性も評価対象となる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		専業主婦		⑤年齢	35
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	24	【要旨】 個別ダムについては、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって検証に係る検討を行うとありますが、そもそもダム事業を推進してきた事業者が検討主体となることに国民の理解が得られるのか疑問があるため、検討主体についてはもう少し議論が必要だと考えます。 【意見】 事業者はこれまでに事業再評価を行い、事業の継続を決定してきているため、事業者が「検討主体」となり、学識経験者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞くという方法では、ダム推進のお墨付きを与えるものと受け取る人も多いのではないのでしょうか。 今後の治水対策のあり方について決定していく重要な検討作業であり、予断を持った検討と受け取られないようにするためにも、検討主体についてはさらなる議論を望みます。			
18	12	検証に係る検討にあたっては、関係住民の意見を聴くとありますが、関係住民とはどの範囲の程度を想定し、「聴く」とはどの程度のことをいうのでしょうか。個別ダムにおける検討結果について、国土交通大臣が再検討を指示、要請するのであれば、この辺の詳細についても明示すべきと思います。(個別ダムの検討結果を最大限尊重するのであれば、各検討主体が判断すればよいことです。)			
6.2	1				
5.2	3	利水の観点からの検討において、評価軸の一つにコストがありますが、多目的ダムの場合は所定のアロケ率により算出される費用とするのでしょうか。			
5.9	1	総合的な評価の考え方については、第7章での評価軸(治水)をもとに総合的な評価を行うとありますが、第8章での利水の観点から検討したものは、どの程度総合的な評価に反映されるのでしょうか。例えば、治水の観点から検討したら河道掘削案となったが、利水の観点からは多目的ダムということになった場合、どのように結論づけられるのでしょうか。			

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2010年7月28日月曜日 14:46
宛先: chisui@arikata@mit.go.jp
件名: 今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ意見

- ①氏名 [REDACTED]
②住所 [REDACTED]
③電話番号又はメールアドレス [REDACTED]
④職業 会社員
⑤年齢 54
⑥性別 男
⑦意見 28ページ 土地利用規制

人口減少に伴い宅地等の不足は緩和されている。ゼロメートル地帯など防災に不利な土地への建築条件などの強化は、治水計画縮小にプラスのうえ、不動産デフレからの脱出を通じ、日本経済復活にもよい影響を与える。旧河道、ゼロメートル地帯、扇状地の扇頭部、旧河川敷、氾濫原などへの新築禁止、ピロティ義務化、警告表示義務付けによる地下下落、投資縮小など、さまざまな方法で、災害に弱い場所から建物を減らすよう誘導してはどうでしょうか。



07年 1月 1日 (月) 0:00 AM

FAX 番:

13

100727

(別添: 意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス			
④職業		自営業	⑤年齢	62 才	⑥性別	男 小生
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
		「できるだけ広くに下よりなリ治水」に力を入れた治水対策案の立案等法。 今後の治水理念を講義し、提言することとを目的としますが、この治水対策の 最大課題は「発想力」がキーポイントであると考えます。				
		[要旨] 意見公募要領の(5)の中で営業活動等営利を目的とした内容は無効 と記載していますが、これでは不当の意見は出てきません。 今のように有識者会議の中で、知識者、大学教授等のオタクの枠の上 の議論で済みます。 広く意見公募するなり、ビジネスチャンスと考える方々への配慮不足と思つた。 ロマンとオタクの両輪が大切であると考える国民は一人どころか?				
		[意見] 発想力は常にプロ集団の中からは生まれずとも限りません。 アマチュアの中から出てくるものです。 今の日本国の環境を何んとかやねばならん! 常に思考していれば問題の解決への発想は出てきます。 2点を結ぶは解決出来ます。 しかし営業活動、営利を目的とした内容は「不取扱い」となりは、これ 以上意見を述べることは出来ないので残念でなりません。 実に悲しい意見公募のやり方です。 1日早く日本国の善、目をさまして下さい。				

① 氏名

② 住所

③ 電話

メールアドレス

④ 職業 会社員

⑤ 年齢 61歳

⑥ 性別 男

⑦意見該当箇所

P e 3 5 下から6行

河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本

意見 整備計画が未整備の水系の場合は計画レベルをどう取り扱うのかを明確にすべきだ。

計画レベルは治水対策規模を決定する主要因である。
今までの計画を軽々しく変えるべきでない。

P e 3 7 下から5行

ダム中止に伴って発生する費用について、出来る限り明らかにする。

意見 どこまでを中止に伴って発生する費用として込むのかを具体的に示さないと評価する判断材料とならない。

八ツ場ダムを例に取れば50年近く国・県・市町村がダムに係わり、ダムのための組織、職員などを確保し運営してきた人件費やその他の経費も、ダムが中止になった場合の損失費用としてカウントすべきである。

(事業損失額)

これにより、ダム中止に伴う損失額は莫大な額になるはずである。

P e 3 8 上から1行～

●土地所有者等の協力の見通しはどうか

意見 治水手法として堤防の嵩上げ、引き堤、高規格堤防等が記して有るが、これらの手法は面的に一定区間完成させ無いとダムのような効果が発揮しにくい。

そのため都市部など人口密集地を守るこれらの堤防を完成させるためには沿川土地所有者、不動産所有者の数はダム以上に多くなり、かつ時間も要すると考えるが、評価軸にこのような考えに基づいた時間・費用・難しさを明確にした評価をすべきだ。

P e 3 8 上から13行

●法制度上の観点から実現性の通しはどうか

意見 現行法制度で対応が不可の場合、評価軸としてどの程度の重みを考えているのか具体的に示すべき。

現前原大臣のように、法的制度を無視したダム中止がまかり通るのであれば、この項目の評価は例え法的に不可能であっても軽い評価となってしまう。

与党であれば法改正は直ぐ出来るという前提での評価は許されない。

P e 4 2 下から5行

(ダム中止に伴って発生する費用等)

意見 P e 3 7と同じ評価の方法(範囲)を具体的に示す。

*以下のページでも、土地所有者等の協力や法制度上の観点・ダム中止に伴う費用等が出てくるが上記と同じように扱って欲しい。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	50	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
P20		今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）を読み、有識者会議の議事録、1 月に集められたパブリックコメントも読ませていただきました。 まず（案）P20～に示された治水対策案は、あたかも同列の比較となっていますが、（９）決壊しない堤防のように技術的裏づけのないもの、（２３）水田等の保全（２４）森林の保全のように効果が小さいと考えられるものが含まれています。パブリックコメントでも多くの方がユニークな提案をされていますが、いまだに緑のダムを保全すればダムは不必要というような科学者が否定した提案もなされています。 （案）は中間とりまとめでありますので、今後の議論や検討により重み付けがなされていくと思います。ぜひ国民にわかりやすい形で各案の効果、費用など示していただけることを望みます。				

(別添:意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏 名 (フリガナ)						
②住 所		(都道府県名)				
③電話番号		メールアドレス				
④職 業		農林業	⑤年齢	65歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行					
17	2	●「補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要請する。」ことについて 【意見】……事業主体である都道府県に複数案の代替案を立案させ、検証に係る検討をさせた場合、いくつかのコストの低い効率の良い案があっても、それは立案せず、検証対象ダム案より、コストが高い不効率な代替案を立案比較検討することが予想される。よって、補助ダムについても、国が現地調査を行い、反対者等の意見も聴取し、事業仕分け作業みたいな形式等による検証を検討して頂きたい。				
19	14	●「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う」ことについて 【意見】……過去に発生した洪水により、どのような被害を受けたのか。例えば、死者が出たとしても、どの地点でどのような原因で亡くなったのか。地滑り等によるものか。床上、床下浸水被害については、潮位が満潮時と重なってはいなかったか。もし、検証対象のダムが造られていたとした場合それらの被害が防げたのか。などの詳細なことについても検証をお願いします。 (約40年前の石木ダムの予備調査の説明では、「本当は、佐世保市の利水が目的だが、治水を兼ねた多目的ダムにしたのは国から、多くの補助金を貰うためです。」との説明があった。)				
52	19	●(3)実現性 「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について 【要旨】……土地所有者等の協力が得られないので、土地収用法第16条の事業認定を申請するのではないかと思います。事業認定をして多くの犠牲者を出してまで、造らなければならないダムなのか、認定に当たっては現地調査を行い反対者の意見も聴いて慎重に審議すべきである。 【意見】……用地交渉に応じない、多くの土地所有者(家屋移転対象者を含む)の反対を押し切って、安易な土地収用法第16条による事業認定申請は、憲法第29条の人間の基本的な人権を軽んじた行為であり、国においてもこれまでのしがらみを断ち切り、是非認定拒否をお願いしたい。もし、事業が認定されれば起業者に大きな権力(伝家の宝刀)が与えられ、家屋や田畑、山林まで強制立ち入りが認められ、これに反抗する所有者等は、処罰されることになる。そして、最終的には立ち退き命令が出され、それでも立ち退かなければ行政代執行が行われる。長年平和に暮らしてきた集落はむちゃくちゃに破壊され、何の罪もない多くの人々が怒濤に迷い、傷ついた心には、憎しみと恨みだけが残ることになる。 (長崎県・石木ダム・現在事業認定申請中)				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		公務員		⑤年齢	41
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全般		・ダム事業は、河川法に基づき立案した河川整備計画をもとに、特定多目的ダム法の手続きを経てダムの基本計画が策定されている。 ・こういった、法の手続きを踏まえて立案されているダム事業の検証はいったい何の法令に基づいて実施するのか。 ・また、河川整備計画やダム基本計画の策定では、委員会で議論したり、関係都道府県・市町村へ意見照会をし地方議会の議決を経たりして意見が述べられているところ。 ・ダム事業の検証は、こういった手続き、また、携わってきた人々を冒瀆するものであり、乱暴なのではないか。 ・また、これまでの手続きを否定するものであることから、検証を進めるにあたり、矛盾や歪を生じ、結果、進められなくなるのではないか。 ・検証が終わるまで、予算措置については次の段階に進まないとするが、特定多目的ダム法に基づくダム基本計画の工程を無視するものではないか。 ・法に基づいたダム基本計画は、そんなに軽いものなのか。 ・また、検証により止めることもありうるダム事業に最低限の予算を措置するという考え方も、無理があるのではないか。 ・検証によりダム事業が中止することもありうることから、中止となった場合の利水者に対する措置についてもあらかじめ決めなければならないのではないか。 ・例えば、当初のダム事業の基本計画に基づき専用施設を造って、豊水暫定水利権を取得して既に利水事業を行っている場合等、ダム事業が中止となれば、水源を失うわけで、こういった場合については、国で責任をもって代替水源を確保するとか、代替水源によって新たな負担が生じる場合には、補償するとかといった事項を決めておかなければならないのではないか。 ・また、に対して代替水源がないか検討を要請とあるが、費用や工期等、いろいろな水源を検討した結果、現在の水源に参画しているもので、それに対して検討を要請するというのは、利水者をばかにしているのではないか。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) : (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑥年齢	59
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
9	14 ～	「森林や農地の保全について」の記述において、治水上の限界や、渇水時にはかえって流量が減る場合があることなどを明記したことは、分りやすくてよいと思います。			
18	1 ～	情報公開、意見聴取等の進め方において、「関係地方公共団体からなる検討の場」としたことは、地域間の利害や実情を冷静かつ真摯に把握し、時間及びコスト面からより効率的に科学的合理性を確保し、検証を進める上で正しい方法だと思います。			
24	5 ～	「決壊しづらい堤防」は、説明の中にも技術的に不確実である旨記述されており、従って、形態や規模を想定することが難しく検討対象とはすべきでないのではないのでしょうか。			
28 ～ 29	22 ～	「土地利用規制」「水田等の保全」「森林の保全」については、河川管理者がその確実性を確保できる施策ではなく、これを担保できる法制度等が整った時点で取り上げるべきではないのでしょうか。			
45	1	「利水の観点からの検討」は、冒頭にも記述があるように、治水と同等に検討し評価することは絶対必要だと思います。 この際、利水参画者とはかなり具体の調整、検討が必要であり、場合によっては共同して検討作業を行う必要も生じるものと思います。			
48	19	「水源林の保全」については、9ページに「渇水時にはかえって流量が減る場合もある」との記述を踏まえ、水開発方策としてあげることは適当でないと思います。			
49	15	「節水対策」は、その履行が確実となる方策をした後に検討項目としてあげるべきではないのでしょうか。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	58歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	6	「検討の場」について 平成22年7月29日の朝日新聞（秋田版）には、現在建設中のNダムの事業検証の場には、ダム反対派の住民も参加できるよう、また公開でこうよう「Nダム反対の会」が前原大臣へ要望書を送付した、との記事が掲載されています。これには、絶対反対です。これでは検証する厳粛な審議の場が大混乱となります。検討会は、静粛な場において、多面的・総合的に審議されなければなりません。検討会は、関係地方自治体のメンバーで十分であり、反対意見があれば、その意見書が十分配慮されるものとなっていれば良い。			
33	4	効率的な検討に向けて 概略評価によって抽出した2～5案の治水対策から詳細検討をすることとなりますが、水系全体に及ぶ長い区間を、複数の治水施設の組み合わせを代えながら、膨大な項目を検討していくには、膨大な費用と相当な時間が費やされることが推察されます。事業のコスト縮減は重要ですが、検討のコスト縮減も必要です。検討事項の羅列だけではなく、効率的に検討を進めるために、別途、事例的解説書が必要です。			
45	1	多目的ダムの評価について 利水目的も含む多目的ダムの評価は、検討主体に利水参画者も加わることとなりますが、第8章の「利水の観点からの検討」の進め方や代替案などは、利水関係の所管省庁と十分な調整が図られているのでしょうか・・・。 この案における多目的ダムの評価方法は、治水面から一方的にみた評価手法であり、的確ではありません。多目的ダムを一体とし、多面的な視点からみた評価手法でなければなりません。さらに検討が必要と思われます。			

「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」
に対する連合の意見について

①氏 名			
②住 所			
③電話番号		メールアドレス	
意見該当箇所		④意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
8	5	「都市域内での内水氾濫に対し、都市排水路の整備と合わせてそれらを河川にポンプ排水する方策をとったことにより、河川への負担を増加させる結果となり、新たな治水施設の増強が強いられるような河川もあった。」との記述があるが、「…河川もあった。都市部においては、地下河川や地下遊水池を含む河川整備を推進するとともに、道路の透水性・排水性舗装への転換を促進する必要がある。」といった表現を追記することが適切である。	
9	11	「流域と一体となった治水対策に関し【追記箇所】様々な具体的方策を示すとともに、実効を上げるに当たつての障害を克服する方策を徹底して追求することが求められる。」との記述があるが、【追記箇所】に、「自然環境保護を基本に、関係省庁や関係自治体、地元住民の連携をはかり、森林・農地・河川を一体的にとらえた治水計画を作成するなど」といった表現を追記することが望ましい。	
9	20	「森林の洪水緩和機能は、中小規模の洪水において発揮されるが、治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない。」との記述があるが、大規模な洪水が起こる大規模河川には、中小の河川が集約しているものが多くあり、「流域における森林や農地の整備・保全を推進し、中山間地における防災機能を一体的に強化することが必要である。」といった表現を追記することが適切である。	

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED] ナーナル				
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
全体		この報告書は、同等の治水安全度を持つダム案とダム以外案を総合的に評価し治水事業を選択する手順・方法を示しています。しかし、治水事業というものは、ダムだけであるいは堤防だけで目標とする治水安全度が達成できるというような単純なものではなく、上流域、中流域、下流域それぞれの場所に適した治水対策を選定し、それらの総合的な効果で流域の洪水を防いでいくものだと思います。				
1	19 ～ 21	「幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。」とありますが、中間報告には「今後の治水理念」に関する記述がありません。治水対策案の立案手法、評価の考え方等を議論する前に、それらの前提となる「今後の治水理念」を明確にするべきだと思います。				
12 ～ 13	23 ～ 5	「これまで完成を目指してきたダムが本当に必要なものかどうかをもう一度見極め、国民の安全を守る上で合理的なインフラ整備を進めていく必要がある。(中略)事業の必要性(中略)改めてさらに厳しいレベルで検討するとともに(略)。」とありますが、この中間とりまとめ(案)には、事業の必要性を見極める、検討する方法には触れていません。複数の治水対策案を比較・評価する項目、選定手順を示しているだけです。				
61 ～ 62	24 ～ 3	「～に示す手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合、国土交通大臣は、(中略)、再検討を行うことを要請する。」とありますが、治水効果を量的に見込める方策と量的に見込めない方策を、定性的な評価しかできない評価軸を含めて総合的に評価するので、国土交通大臣の意向に沿わない検討結果が検討主体から報告される可能性は十分あります。合意形成の仕組みをもっと明確にするべきだと思います。				
		以下余白				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		大学教授 [REDACTED] 委員長)	⑤年齢	62	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
1 ~ 2		【要旨】 治水事業の可及的速やかな推進のため、県主体の事業に対しては、対策案及び評価軸の選択を含めて県の主体性を尊重すべきである。 【意見】 日本国においては、古来から治水は政治の中心課題であり、それ故に治水事業は公共事業の要となっている。温暖化による台風の強大化が懸念される中での治水対策の遅れは、国民の生命・財産損失の危険度を増大させ、壊滅的大災害に繋がりがかねないため、可及的速やかに事業を推進する必要がある。 国民から税を徴集し、その使用権限を有する政府には、顕在化しつつある温暖化に向き合い、台風強大化等に対応できるよう治水安全度を高め、国民の生命・財産を守る責務がある。 そのための対策には社会の動向や広域防御の観点を踏まえた合理性が求められ、幅広い評価軸に基づく総合的評価が行われるべきことは当然である。しかしながら、治水対策においてはその効果の確実性が何よりも求められるため、効果が不確定な対策まで組み合わせ、さらに定量化が困難な評価項目まで加えて評価軸を多様化することは、評価作業に不確定性を持ち込み、対策の小田原評定化による遅れを招き、取り返しのつかない事態を生み出すことにもなる。特に、国に代わって行う県主体の補助事業に対しては、各県の自然・社会条件等の実情に応じて効果が確かで実施可能な対策案とそれらの評価軸を現実的に選択する主体性が尊重されるべきである。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		工業高等専門学校 教授	⑤年齢	51	⑥性別 男
		[REDACTED] 副委員長)			
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
35	19	【要旨】 評価軸『安全度（被害軽減効果）』に近年の流域平均最大雨量の記録更新、大規模洪水頻度の集中などを考慮するべきではないか。 【意見】 治水安全度は流域で確保しなければならない要件であり、治水効果の発現は段階的整備の道筋を含めて示す必要がある。 治水の外力（抑圧）と抵抗力（耐力）のバランスが崩れたときに被害が発生するのであり、その設計外力算定に直結する流域平均最大雨量や継続時間などの記録更新は、未曾有の外力が出現する可能性を示している。さらに、近年の大規模洪水頻度の集中は、現状が治水整備計画の途中段階でありギャップが大きく、その想定外力に対して治水整備が追いついていないことを意味するものである。近年の気候変化、社会変化などによりその整備性能がより目減りする恐れがあり、速やかにかつ優先的に事業を推進する必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	73
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行				
35		要旨： ダムと代替案とを真に比較考量するためには、「時間軸を考慮した事業評価」が必要であり、評価軸として追加すべきである。 意見： 評価軸の一つに、「時間軸を考慮した事業評価」を追加すべきことを提案する。 「理由」 有識者会議は、「なるべくダムに頼らない治水のあり方」をテーマに議論されているが、主旨はダムに要する費用が多額であること、ダムは完成までに時間がかかること、ダムは完成するまでは全く効果がないことを問題視しているからである。 この中での重要な評価軸は時間軸である。すなわち、事業遂行に時間がかかれば費用は増大するし効果は上がらない。逆に、短時間で完成すれば幾分費用はかかっても早期に効果が発揮でき事業効果はあがる。つまり、「中間とりまとめ(案)」の(1)安全度(被害軽減効果)に対しても、(2)コストに対しても時間的評価が必要である。単に「コスト」最小だけでは比較考量による判断はできない。 この問題は、ダムだけにかかわらず、ダムの代替施設についても同様である。 その「時間軸」という重要な評価軸が、「中間とりまとめ(案)」の中では第9章 総合的な評価の考え方の中での、いわゆる留意事項的扱いとして処理されているが、これでは真の事業評価にはならない。 「時間軸」設定については、地元対応、予算措置、執行体制など幾つかの要因があって技術的な困難さは確かにあるが、しかしそれを評価しないではダムと代替案との比較考量ができない。 したがって、ダムや代替案それぞれの事業について何らかの適当な手法で「時間軸」を設定する必要がある。たとえば、過去の経験や経緯からの類推、近傍類似の事業からの客観的な類推、関係者の意見集約からの類推なども考えられる。 たとえ、設定された時間軸の絶対値が確実でなかったとしても、ダムと代替案の比較という観点から設定した時間軸が相対的に許容されれば時間軸設定の意義			

		は極めて大きく、評価の精度は向上し適正な事業評価に近づくものと考え。 よって、評価軸の一つに「時間軸を考慮した事業評価」を追加すべきことを提案する。 しかしながら、河川整備の本来目的は「河川整備計画」を作ることが目的ではなく河川整備事業を実施して事業効果を上げることであるのは言うまでもないので、時間軸設定のために徒に時間を費やすことなく速やかに対応をお願いしたい。
--	--	--

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]			
④職業		公務員		⑤年齢	52歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
14	7	(過去に大きな洪水被害を受けた地域に居住する住民として、意見を提出させていただきます。) 意見1【要旨】 「関係住民」を「当該ダムの治水・利水機能に密接な関係を有する住民」と修正し、対象となる住民を限定してください。地域に直接関わりのない環境活動家が関係住民として対象となれば、淀川水系流域委員会の例を見ても明らかなように、冷静な議論とならず大混乱を招きます。 【修正理由】 - その地域に居住せずダム建設に直接の関わりを有しない環境活動家は除外し、直接その生命・財産に影響の及ぶ住民に限定して意見を聴くことが重要と考えます。 - 下記に示す「淀川水系流域委員会や淀川水系河川整備計画の進捗状況の点検のあり方に関するアンケート結果（委員等の意見）」をご覧いただいてもおわかりのように、淀川水系流域委員会の各種会議においては、地域住民と称する環境活動家が大挙して傍聴に訪れ、洪水被害軽減のためにダムを切望する住民や専門の見地からダムの有用性を指摘する学識経験者に対して、罵倒し野次をとばし恫喝するという光景が幾度も見られました。こうした理不尽な行動を取る者が関係住民として意見を述べるのは不適切と考えます。 - 同委員会委員の中にも、地域住民の代表を装ってこうした環境活動家を扇動した人物があり、こうした「人間の命よりもサンショウウオのほうが大事」といった偏った考え方を有する者も意見聴取の対象からはずす必要があると考えます。 (上記アンケート流域委員会委員等からの意見の例) 住民の意見については、世間に向けて個人的な主義主張の声が大きいだけの者、例えばダム建設にかかわって単に反対を主張している者などの意見のみが委員会に反映され、常識的で普段は発言をされない多くの一般住民の意見が全く委員会に反映されていなかった。 委員会席上で、傍聴席からヤジや怒号がとびかうのは異常だと思われる。 静かに落ちついて議論に参加していただくことが必要だが、ヤジ・怒号が多く委員会運営に支障をきたす場面もみられた。 一般傍聴者の（特定の数人であるが）野次、恫喝には辟易した。 意見というより横暴な表現もあり、又、傍聴者の毎回同じ人の発表にも工夫されるべきであつたろう。					
18	13						

		傍聴者発言は、委員会がすすむにつれ、発言者が固定化し、しかも節度がないものが増えた。見直すべきだろう。 住民との関係では、サイレントマジョリティーの意見が聞けたとは思われない。 元来「住民代表」委員などは存在しない。換言すれば選定された「住民代表」委員は住民を代表していないし、住民を代表した意見は期待できない ※ 流域委員会委員等からの意見全体 http://www.kkr.mlit.go.jp/river/yodo_sui/pdf/iinkai.pdf
32	5～7	意見 2 「宅地のかさ上げ・ピロティ建築等、土地利用規制、・・・森林の保全、洪水の予測・情報の提供等、水害保険等」を削除する必要があると考えます。 単独で効果が見込めないもの、とりわけ「森林の保全」は31 ページ18 行目に記載されているように、効果を定量的に見込むための精緻な手法は十分確立されていないということであり、現時点で検討に値するものではないと考えられるので、例示からはずすべきであると思います。
61	18	意見 3 「当有識者会議の意見を<u>聴き</u>、」を「当有識者会議の意見を<u>尊重し</u>、」に修正する必要があると考えます。 有識者会議の客観的な意見を最重視し、恣意性が入らないようにすることが重要であると思います。
62	9 ～ 12	意見 4 「例えば、検証対象ダムを中止する場合であれば、河川法第 16 条の 2 で規定する河川整備計画の変更、特定多目的ダム法第 4 条で規定する基本計画の廃止、独立行政法人水資源機構法第 13 条で規定する事業実施計画の廃止があげられる。」の部分を削除すべきと考えます。 今回の検証は、2 ページの 7 行目に記述されているように「予断を持たずに検証が進められる・・・ことを強く求めるものである。」とされており、たとえ例示であったとしても、中止を仮定した記述は避けるべきであると思います。
2	6	意見 5 「個別のダム事業が点検されるとともに、・・・」の前に「平成 22 年内に」と挿入し、点検・治水対策案を明示する期限を設定しておく必要があると考えます。 必ずしも「平成 22 年内に」固執するものではありませんが、期限を示しておかないと作業が長期化するおそれがあり、その結果、いつになっても洪水対策、利水策が樹立されず、また事業費の増嵩にもつながることを危惧します。 今回「一定の安全度を確保することを前提としてコストを最も重視する」との考え方が示される中で、時間をかけることによる様々なコストにも留意していただければと思います。

4	19	意見 6 「河川の整備に伴い災害の発生頻度が少なくなってきたこともあり、」の部分を削除してはどうかと考えます。 6 ページの 10～12 行目に記述されているように「地球温暖化に伴い大雨の発生頻度が増加することが予想され、近年の局地的な大雨の発生など、洪水・土砂災害を増大させる現象が注目されている」のであり、住民の間に発生頻度の減少という認識があるとは考えにくい（したがって、災害の発生頻度の減少が、住民相互の連帯感の希薄化や洪水に対する危機意識の劣化につながっているわけではない）ので、この部分を削除することが妥当と思います。
---	----	--

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		愛媛県		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢		55	⑥性別
							男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁 行		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
6	1	今後「用地補償基準妥結」の前に・・・・・・ (意見) 山鳥坂ダム事業の水没予定地区の住民です 用地補償基準妥結の前では水没予定者に与える影響が大きい、補償基準の交渉が開始される頃には水没予定者は、移転地の選定及び移転家屋の構想とかすでに生活再建に向けての準備に入る、現に山鳥坂地区でも移転物件を買ったり、新家屋の設計を発注した人たちもおり非常に今後の生活に影響が出始めております。妥結の前でなくダム事業の計画段階でと変更すべきである。					
15	18	検証が終了するまで各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じない (意見) 実態として山鳥坂ダム事業は水没予定者の資産台帳も作成配布済みで移転地の宅地造成が終わった方もいる、また工事用道路も2期目の工事が終わり生活再建に向けてすでに動いている、そういった実情を無視しての予算措置を講じないのは実情の把握が全く出来ない事に尽きる、水没予定者の生活にどれほど影響が出ているか考えるべきである。用地買収や生活再建工事に入っている場合は予算措置を講じるとするべきである。					
63	14	山鳥坂ダムの平成22年4月1日時点の段階が調査・地元説明 (意見) 山鳥坂ダムは21年8月末に補償基準が合意し9月6日に地権者協議会総会で会員の総意で了承し、9月9日に国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所長の徳永良雄氏と協議会の間で補償基準妥結の確認書を取り交わしている、当然用地調査は終了し個人の資産台帳も作成配布済みで工事用道路は2期目が完了している、しかるに調査・説明の段階とは四国整備局の実態報告の怠慢かまたは国土交通省本省の情報操作かのどちらかである。 従ってもう一段上の生活再建工事とするべきである。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	65 歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
45	1	・利水参画者に対する再確認について うきは市の行政が小石原川ダム参画、撤退を 表明した大きな理由の一つに、撤退補償金 の支払い法的義務を挙げている。 国としても、利水者が事情により参画と撤退の場合 の法的措置を簡略化すべきである。			
49	1	・ダム使用権等の振替、既得水利の合理化転用 小石原川ダムには福岡県南の市、町が利水参画と 表明している。しかし別紙でも述べたように、県南では 久米市では、水余りの状況が生じている。 人口の減少、工場等の見込減等である。 H23年完成の大山ダムの利水者にも、福岡県南 地区は参画している。水余りは増えるばかりである。 久米市議会やうきは市議会でも、参画撤退と かき要論が議論されている。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]				
④職業		農業	⑤年齢	65	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
45	4	⑩利水参画者に対する「事業参画継続意思確認」について 小石原川ダムにうきは市は参画の表明を(2013年)市民の大多数は、うきは市内の「合新ダム」の水を利用する水道設備を切望している。 その理由として、(1)昭和47年に県利上水の2分日量9,200人を受けっている。当時の財政事情等に拘り、現在は福岡地区水道企業団に貸与している。 福岡地区は、大山ダムの完成後、うきは市に水利権の事業化を行うとしている。 (2)別紙にも記述した「合新ダム」の2/3の農用水は利用されることなく遊休水と停まっている。 つまり、うきは市内には上水道水の水源地は存在する。既存のダムの有効活用を図るべきで、小石原川ダムは利水の観点から、必要最小限は少ない。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED] [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]			
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	65
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	1	小石原川ダム水利者に「福岡県南の広域水毛」が水利参加を表明しているが、中心都市、久留米市は現在日量5万トンが利用されず遊水とされている。 (かも、H.23年度完成の大山ダムにも水利参加が行っており、県南地域では、大幅な水割りとなる。従って、水利の裏から、小石原川ダムは必要なし。			
49	6	既得水利の合理化、転用について。 小石原川ダム水利者に県南のうきは市が参加を表明している。(か)市内には、「合新ダム」が在りか、かんがい用の農業水は、僅か、数% (か)利用されず、遊休水とされている。水価の高さから、農家の農業不参加にもなるものだ。(農産物価格の下落、高冷地等) 農業用水、都市用水への転用に利、うきは市へ住民は「合新ダム」の水利利用による水道事業を切望している。			
55	18	自然環境への影響について。 小石原川ダムの建設地、朝倉市内には、世界で唯一、トシ生産されている「トシ生産」が在り、ダムの建設により、生産量の激減が危惧されている。 世界中の科学者が、注目している。既に、市内の寺内ダムによる影響も指摘されている。小石原川ダムは中止すべき。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	66	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
13	9	「必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画となっているデータ等」については、次の事項を追加したほうが良いのではないかな。 ①ダム等の洪水調節施設の代替案の検討内容 河川整備基本方針あるいは河川工事実施基本計画で、河川改修と洪水調節施設の種々組合せた治水対策案を比較検討し、河道で処理できる流量や洪水調節量を決定し、ダムの治水容量等を設定している。その時の治水対策案毎の洪水調節効果と事業費積算内容など。 ②ダム事業費の治水と利水の費用負担及びその根拠 ③ダム事業採択時の費用対効果 (b/c) 及びその後に実施された再評価			
13	15	「(3)治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保」については、戦後最大洪水等を目標としているため、河川改修区間は同じ安全度となることが多く、公平性の論理を優先している結果となっている。 今後の治水対策は、厳しい財政状況のなかで、効果的・効率的な投資をするには、背後地の重要度に応じた治水安全度を設定し、それに基づいて整備をすることではないかな。 その上、日本の河川は、資産集積度の高い重要地域が下流の低平地に広がっており、上述の整備によって超過洪水時には、洪水安全度の高い下流より治水安全度の低い上流で氾濫が発生し、その結果、洪水流量が低減し、重要地域の治水安全度が高まる可能性もある。			
14	3	総合的な評価では、「コスト」と「投資効果」を重視するのではないかな。			
59	15	複数の治水対策案から一つを選択するのに「コスト」を重視することは一般的であるが、事業継続は「投資効果」で判断するのではないかな。			
21	9	現在建設中のダムは、河川整備基本方針あるいは河川工事実施基本計画の計画規模で、治水容量を設定しており、河川整備計画より大きい洪水規模を対象としている。現在のダム工事の進捗状況によるが、河川整備計画の計画規模で必要なダムの治水容量に見直すことができるのではないかな。 あるいは、現計画の治水容量を変えずに、河川整備計画の計画規模に対して、洪水調節効果を発揮できるように、現計画の放流施設や操作方式を変更することができるのではないかな。その時には、将来計画である河川整備基本方針の計画規模にも対応できるようにすることもできるのではないかな。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	66
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
13	9	「必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画となっているデータ等」については、次の事項を追加したほうが良いのではないかと。 ①ダム等の洪水調節施設の代替案の検討内容 河川整備基本方針あるいは河川工事実施基本計画で、河川改修と洪水調節施設の種々組合せた治水対策案を比較検討し、河道で処理できる流量や洪水調節量を決定し、ダムの治水容量等を設定している。その時の治水対策案毎の洪水調節効果と事業費積算内容など。 ②ダム事業費の治水と利水の費用負担及びその根拠 ③ダム事業採択時の費用対効果（b/c）及びその後実施された再評価			
13	15	「(3)治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保」については、戦後最大洪水等を目標としているため、河川改修区間は同じ安全度となることが多く、公平性の論理を優先している結果となっている。 今後の治水対策は、厳しい財政状況のなかで、効果的・効率的な投資をするには、背後地の重要度に応じた治水安全度を設定し、それに基づいて整備をすることではないかと。 その上、日本の河川は、資産集積度の高い重要地域が下流の低平地に広がっており、上述の整備によって超過洪水時には、洪水安全度の高い下流より治水安全度の低い上流で氾濫が発生し、その結果、洪水流量が低減し、重要地域の治水安全度が高まる可能性もある。			
14	3	総合的な評価では、「コスト」と「投資効果」を重視するのではないかと。			
59	15	複数の治水対策案から一つを選択するのに「コスト」を重視することは一般的であるが、事業継続は「投資効果」で判断するのではないかと。			
21	9	現在建設中のダムは、河川整備基本方針あるいは河川工事実施基本計画の計画規模で、治水容量を設定しており、河川整備計画より大きい洪水規模を対象としている。現在のダム工事の進捗状況によるが、河川整備計画の計画規模で必要なダムの治水容量に見直すことができるのではないかと。 あるいは、現計画の治水容量を変えずに、河川整備計画の計画規模に対して、洪水調節効果を発揮できるように、現計画の放流施設や操作方式を変更することができるのではないかと。その時には、将来計画である河川整備基本方針の計画規模にも対応できるようにすることもできるのではないかと。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	41	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
21	9	【ダムの有効活用】は、有効な手法だと思います。 既設ダムのかさ上げ、放流設備の改造、利水容量の買い上げ、ダム間での容量の振替、操作ルールの見直し、が列挙されていますが、【堆砂の進行したダムにおける浚渫等による貯水容量の回復】も含めてはいかがでしょうか。			
47	15	ダム再開発は、既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し…、とありますが、ここで言う掘削とは堆砂を掘削することを指しているのでしょうか。			
全般		図表が全く、文章量が多く、全体像を把握しにくいです。図表を用いて、分かりやすく説明していただけないでしょうか。 以 上			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	63歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
14 頁	3 行	総合的な評価に当たって、「コスト」を最も重視するとしているが、事業費の算定に当たっては、施設設備費用算定に必要な地質調査データなどの情報量や精度によりその事業費用算出精度が異なることになるので同一精度による比較検証を行うべき。			
18 頁	3 行	ダムの代替案として、堤防引き堤についても代替案として考えられているが、地域の堤防整備の現状にあつては、左右岸の堤防高が違う形で（市街地側の堤防が高く、水田側の堤防が低いなど）歴史的に整備されてきている地域もある、全国一律の検証方法だけでなく、このような歴史的経緯を踏まえ、地域の利害の衡平性など地域の意向を十分に反映した検証を行うべき。			
18 頁	3 行	ダムの代替案として、河道掘削を検討しているが、現況河道には利水などの新旧タイプの堰や橋梁などの工作物が数多く存在する、このような状況での河道掘削は多大な費用と期間を要するとともに、この代替案検討の確実性や実効性の確保には河川工作物所有者からの意見聴取が欠かせない、関係利水者だけでなく河川工作物所有者からも代替案の検証の意見を聞くべき。			
37 頁	21 行	財政的、時間的な観点を加味した総合評価を行うとしているが、高度成長時代でも、現河道内の樹木の伐採による河道流下能力の確保や、河道掘削、さらには堤防管理上の堤防法面の除草、伐木すら出来ていない状況で、現整備計画目標の河道流下断面すら確保できていない状況である、今回、検証の前提となる財政的な制約がどのようなのか、検証された代替案の財政的担保をはっきり明記すべき。			

2010年 8月 5日 15時48分

No. 1799 P. 1

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見 1/2

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	
④職業		法人職員		⑤年齢	59歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		① p20の「検証対象ダムを含む案」に関連した意見 ② p35の「目標を上回る洪水等」に関連した意見 ③ p36の「段階的安全度の確保」に関連した意見 以上について別添資料 「今後の治水対策のあり方について（中間報告案）」に一言 を添付します。			

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

「今後の治水対策のあり方について(中間報告案)」に一言

2/2

報告案の該当箇所	意 見 など	備 考
1 p20の「検証対象ダムを含む案」に関連して	・同規模の治水機能確保を前提に、「治水単独ダム建設費」と「多目的ダム建設における治水負担費」とを比較した場合、明らかにコストが異なる。 ・また、多目的ダムの耐用年数や整備水準（規模）の設定は、発電や都市用水開発などの目的もあり、河川整備計画対応の治水整備水準と必ずしも一致するものではないと推察。 ①多目的ダムの場合、p20に示す「検証対象ダムを含む案」における、ダム建設コストは、「多目的ダムにおける治水負担費」との解釈で良いか。（今後詳細な検討要領は提示される？） ②また、比較対象となる「複数の治水対策案」の検討基盤である整備水準（河川整備計画対応の治水安全度）と多目的ダムの整備水準とでは結果的に整備水準が乖離することはないか。乖離した場合の対応はどうするか。	
2 p35の「目標を上回る洪水等」に関連して	①目標を上回る洪水に対する被災想定や具体的な対応策の検討に関して、想定外力の規模はどのように考えるのか。	
3 p36の「段階的安全度の確保」に関連して	・p36に示す「段階的安全度の確保」とは、河川整備計画対応の治水整備水準における整備メニューについての段階的評価であると、記述から解釈。 ・しかし、ダムなど、大規模構造物は、河川整備基本方針を見据えて、将来的に手戻りの生じない施設整備とすることが本来であり、操作運用としては、下流河川整備状況見合での調節対応となると推察。 こうした場合、 ①ダムを含まない「複数の治水対策案」に比して、ダム有りの場合は、結果的に河川整備計画規模対応以上の効果が期待できるのではないか。 ②また、河川整備計画の上位計画等（河川整備方針）を踏まえた段階的な安全度の確保の方が、妥当ではないか。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

- ①氏名（フリガナ）： [REDACTED]
 ②住所（都道府県名） [REDACTED]（市区町村以下） [REDACTED]
 ③電話番号 [REDACTED] メールアドレス [REDACTED]
 ④職業 会社員 ⑤年齢 43 ⑥性別 男
 ⑦御意見

(1)p.1 はじめに(直面する不安要素、税金の使い道)

わが国の問題点として、人口減少や少子高齢化を挙げている。現時点での社会保障面から見ればマイナス要因であろうが、日本人が今後最大限に豊かな人生を恒久的に維持していけるような人口比率にするには少子化は望ましいとも考えられる。一時的な社会保障の縮小なら我慢できるが、破滅へ向かうような人口増加、エネルギー・食糧消費の問題は避けなければならない。同様に莫大な財政赤字に対しても長期的に見る必要があると考える。(200 字)

よって、これらは大変狭い時間軸での不安要素であり、維持継続できる社会を築くことを前提にしてほしい。

治水事業など今後永遠に続くものではなく、あと 30 年くらいはがんばって河川整備を進めてこれを完成させ、現在計画する計画よりひとつ上のクラスのグレードのインフラを整備していただきたいと思う。同時に、整備の完成までに、それを維持管理できるシステムを構築することも必要であると考えます。

財源は税金であるが、子ども手当のようなばらまきはやめて、働ける全ての人々に一生懸命働いてもらうよう、雇用を確保していくことが必要であろう。

(2)p.10 既設の施設の有効活用と機能の向上

インフラ整備として、計画中のダムを全て完成することに賛成するが、治水・利水専用ダムに発電機能や洪水調節機能を設けて有効活用することも積極的にやっていただきたい。中には同じ水系の発電専用ダムと治水専用ダムの各機能を入れ替えた方が効率的である場合もあると思う。躊躇なく、全てのダムについて、機能の組合せの最適化を進めていくべきだと考える。(167 字)

(3)p.20 複数の治水対策案の立案

できるだけダムにたよらないと言っているわりには、p.35 の評価軸と合わせて読むと、ダム以外に有効な治水対策がないのが結論と受け取れる。それだけ、堤防や森林の整備などでは治水は効果がないと再認識するべきであろう。資料 1 にあるダムについては検証・計画の達成を早急に進め、あとは維持管理のみの社会基盤を後世に継いでいただきたい。(161 字)

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
		【要旨】 ダム建設に長く従事してきたダム技術者として中間取りまとめにある代替案の実現性に対して懸念を表明するとともに、予断のない議論による一日も早い決着により洪水、渇水の被害から国民が守られ、ダム技術者のこれまでの努力と成果の正当性が理解されることを願いまとめた意見書である。 【意見】 治水対策の基本は“水を安全にためること”と“水を安全に流すこと”に尽きると考えられる。貯めるということにおいてはどこに貯めるかということであるが、大きく分けて上流の山間部(河道流入前)か、下流の平野部(河道部)ということになる。どちらにしても遊水地を作ることには変わりはない。このときどちらに作るかということコスト、実現性に関して考えると自明であるが敢えて考えるとすると実態はそう簡単なものではない。 は、ダム築造の現実を体験してきて工事に入る前の地権者、発注者の合意を得るまでのお互いの長期間の苦労はそれに関わってきたものでなければ到底わからないというほど厳しいものであることを肌で感じている。もし、同じ量を貯める遊水地について考えるとすると、下流部では山間部と同じ量を貯めるためには水深の関係からどうしても浅くて広い遊水地となり、現在のように土地利用が進み、そこに存在する財産が多くなっている現状では対象となる地権者、財産が膨大なものになる。このような状況で山間部遊水地(ダム)と同様の期間と費用で合意を得ることが可能であろうか。代替案としてその合意を得るため(得ることができるかどうか)莫大な費用と時間がかかり、その間何も治水に対する安全度が上がらない状況が続く。これは普天間問題とまったく同じ構図となる可能性がある。また、異常気象等を背景に治水の安全率は低下している可能性もあり、検討を行っている間にも多大なコストがかかり、洪水被害が発生する可能性が大きくなっていることを国民に知らせた上で早期の実現可能な安全性の向上を図るべきであろう。 安全に流すという選択においては堤防が主な対象となるがこの構造物は現状においても過去に作られた中身が不透明なものが多く、その補強、かさ上げ等において現在の技術では非常に困難であることは土木工学的には常識になっており将来の技術開発に期待せざるを得ない。 他の代替案は流域総合治水に関するものとなるが、これはある程度の犠牲や被害を容認しながら、洪水をやり過ごそうという考え方である。しかし、現在のように土地利用が進み多くの人が住み、財産も多い平野部においてこのような合意を得ることは			

	対象者を決めることさえ容易でなく、合意に至ることは現在の日本ではかなり困難を伴うことになる。 以上、治水対策の代替案に対する総括的な意見を述べさせていただいたが、このようにダムと他の工法を公の場で論理的に比較する場所ができて[REDACTED]として非常にありがたく思っている。何故なら、これまでいわれもなく一方的に批判されてきたダムがやっと現在の技術では確実に国民を洪水や、渇水から守ることができる非常に有効な合理的手段であることが国民に解っていただけるからである。願わくば予断を持たず議論され、判断過程、結果を全て捻じ曲げずに国民に公表し、これまでのダム技術者の努力と成果の正当性を国民に知らしめて欲しいものである。 以上
--	---

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		県議会議員	⑤年齢	45	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	1～	要旨 補助ダム検証については、国交省の責任で、第3者機関である評価委員会（ダム賛成派、反対派のバランスを考えた学識経験者、公募住民により構成）を設置し、ダムの必要性について、客観的に評価すべきです。地域経済の立て直しを最優先で考える関係自治体には、客観的な判断はできません。住民参加は淀川水系流域委員会形式で。 関係地方公共団体からなる検討の場の設置は、ダムを推進し地域経済の立て直しを最優先課題として考える自治体同士の協議の場であり、ダム建設を継続するために全精力を注ぎ、結論を誘導するものにしかありません。 本来は、補助ダム検証については、国交省の責任で、第3者機関である評価委員会を設置し、ダムの必要性について科学的合理性があるのか、客観的に評価すべきです。 評価委員会委員については、関係自治体と関係がなく、ダム賛成派、反対派、中間派の学識経験者をバランスよく配置するとともに、公募住民により構成すべきだと考えます。自治体関係者については、ダム建設へと誘導する可能性が極めて高いので、評価委員会で意見を聴取するのみに止めるべきでしょう。 会議の公開、議事録の速やかな公開は、当然だと考えます。併せて、傍聴者に委員に配布する資料と同じ資料を配布し、会議の冒頭、もしくは中間での休憩前に、傍聴者が意見を述べられるような時間を必ず持つべきです。 主要な段階で、パブリックコメントを行い、広く意見を募集することについては、賛成です。 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴くことも賛成です。但し、できるだけ賛否のバランスを考え、一方だけの発言に偏らないような配慮が必要です。			

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名(フリガナ)	
②住所	
③電話番号又は メールアドレス	
④職業	建設コンサルタント
⑤年齢	50歳
⑥性別	男
⑦御意見 (御意見が長文の 場合は、併せてその 内容の要旨(1,000 字以内)を添付して ください。)	1) 幅広い治水対策案の具体的提案について 背景 ●山間部の降水は、林野の保水力により維持され、斜面崩壊抑止に貢献してきたが林業の衰退による林野の荒廃により山腹崩壊などの事例にあるように河川への過度の土石流入による対策が急がれる 現状対策 ●斜面抑止に有効な工法は、斜面抑止工とされるアンカー工、切土補強土工の鉄筋挿入工等が挙げられるが、従来はクレーンによる足場設置が必要だった為高所施工は現実的に困難であった。そこで、下流に土石流を待受けての緩速目的として砂防ダムが設置されたが、通常時の土石の堆積により満砂となり、その機能を著しく低下させている。また、満砂による機能低下への対策としての増設ダムにより、土石が完全に塞き止められ、ミネラル分などの遮断により生態系などの自然への影響などが問題とされている 提案対策 ●仮設足場を必要とせず、施工高さに制約が無く二重管削孔など高品質施工が可能な“無足場アンカー工法”を活用して治山における根本原因的な素因を直接取り除く事により、氾濫元対策として二次的な対策である現状対策に換えて土石流入及び斜面崩壊を予防治山的に防止する 高所斜面安定により土石流に対する土石の発生を抑えるだけでなく、透過型ダム(突発的な土石流や効果が出るまでの一時的なダム効果に期待)と組み合わせて通常自然流下を復元させれば、特に維持復旧費用をかけずに諸問題を解決できる可能性が高い。ある調査によれば無足場アンカー工法で施工するとしたら“現在14m級ダムに6億とされる費用”が半額以下で施工可能とされている(ダムの貯砂量を抑止斜面土砂量と換算して対象面積を割り出し施工費対比)。また、満砂対策の結果として複数ダムの建設が必要であるなら、その数倍の費用減が見込め、更に恒久的に機能は有効である。

具体的手法

1. 現状の問題を解決する必要があるので削孔機材の搬入を行う作業用モノレールにより斜面地盤の保水力と根茎の成育を阻害している膨大な倒木を排泄する
2. 無足場アンカー工法はワイヤーにより吊下げてアンカー打設を行える新工法なので、樹木を縫って施工できる。樹木を林業の粗植管理に沿って計画的に伐採し、樹木根茎の土砂呪縛力を補助し自生(土壌硬度10mm~25mm)できるようにアンカーとワイヤーネット工法等と併用して斜面地盤を固結させ、根茎の呪縛力と同等以上の斜面安定力を平面的に実現させる。
3. 上流部の危険落盤斜面は、周辺斜面の水みちでもあるので、地盤だけではなく水処理も同時にして斜面の貯水を計画的に河川に排出する構造とする事で危険斜面の安定と貯水処理が出来て治山に有効的な力となる
4. 上流部の安定が図れれば、土石の蓄積が減り、通常的な微々たる排泄により有事の際の下流への土石災害は少なくなり、自然環境も復旧工事なしに復活できる。
5. 地滑りの85%は深さ2.5mまでで発生しており、通常の一般的なレキ質土斜面と仮定しても削孔径90mm削孔長5~6m程度の二重管施工で抑止できるものと思われる。無足場アンカー工法は削孔径90mm、削孔長1.5m二重管削孔を施工できるので問題なく対応できる
6. 国土交通省NETISなど無足場アンカー工法の実力は短期間で各方面に認められているので、実績も多く即時対応できる環境にある

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	55	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
2	2	治水対策案に、「樹林帯構想」、「水田等の保全」・・・ (意見) 山鳥坂ダム事業の中で樹林帯構想は、17・18 年頃までしきりにダム事務所より湛水線より 50m と事あるごとに説明を受けてきたが最終的に樹林帯は無しと決定した。緑のダム構想と同じで、安易な発想は国民、地域住民を惑わすだけである。実現性の無い記述は削除すべきである。			
52	10	その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用）・・・ (意見) 関連する費用の具体的記述が施設関係のみで水没予定地地域の水源地対策並びに地域振興対策また水没予定者の生活再建等の記述を明確にするべきである。			
62	4	国土交通大臣は、判断の結果・・・公表する。 (意見) ダム事業の水没予定者は、事業凍結期間において将来の方向性が定まらないまま日々の生活を送るわけである。当地域のように補償協議がまとまっている地域にはは地権者等を含めて結果説明を含む対応をすることを明記する。			
63	14	山鳥坂ダムは調査・説明の段階 (意見) 山鳥坂ダム事業は、工事用道路 2 期目が完了。個人資産台帳を元に地権者との資産確認も完了、協議会と補償基準も合意。資産と補償基準により各水没予定者の補償金額についても合意、各個人との契約が行なわれて無いだけである。 生活再建の段階である			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		団体職員		⑤年齢	59歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	4	ダムのような大規模治水事業を実施する場合には、今後、「用地補償基準妥結」の前にダム案と代替案に関する経済評価の比較、利水者の動向や関係地域住民の合意形成状況、経過年数、投入費用、社会の環境に対する意識変化の観点から、<u>第三者の意見</u>も聴きながら事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要である。 【要旨】 ダムのような大規模治水事業を実施する場合には、・・・中略・・・第三者の意見も聴きながら事業の継続が妥当かどうかを検討する際には、<u>学識者などの専門家や県、自治体などの意見を聞くことが重要である。</u>とする方が、地域住民の意見を反映させた河川整備計画(河川法)の趣旨に添い望ましい。 【意見】 第三者とは、その事業に直接関係のない者を指しているのか、事業の継続が妥当かどうかについては、河川整備計画策定時の手続きを重視し、既にある事業評価委員会などの意見を有効に活用し、事業者が責任をもつて判断するべきでないか、従って第三者の意見とは、その事業に直接関係のない者だけでなく、一般の人にはわからない地域のことを親心で責任を持って判断できる専門家や自治体が含まれることが望ましい。			
20	4	検証対象ダムを含む案は、河川整備計画が策定されている水系においては、<u>河川整備計画を基本</u>とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。 【要旨】 河川整備計画を基本とし、・・・中略・・・治水対策案は、<u>河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保</u>することを基本として立案する。ということは、整備計画の目標流量に対して安全な河川整備を目指すことであるが、複数の治水対策案には、整備計画段階で示めた対策代替案が入るとともに、その際には、河川整備基本方針レベルの安全度での対策案の比較検討になるのではないかと。 【意見】 一般的にこれまでダム、堤防の施設の規模は基本方針レベル洪水で決めている、ダムは、基本方針レベル洪水と整備計画流量レベル洪水に対応できる施設設計がなされる。また堤防は整備計画流量が流れない地区に築堤を行う改修を行う。このため複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するといことが整備計画流量で施設規模を決めるということであれば同レベルでの比較はできない。			

2) 新たな評価軸の具体的提案について

待ち受けて塞き止めるダム抑止工から問題となる発生源を直接安定させ危険要素を無くする斜面抑止工に移行する。同時に地滑り・がけ崩れ・土石流の原因となる山野の貯水機能を復元する方法へ移行する。

被害軽減効果／〔経済(資産)、人命、社会機能〕

土石流においては、土石の堆積を防ぐ事が重要であり、崩れた斜面の修繕はもとより、踏跡調査等により危険地形による判断・水みちの有無・上部亀裂の有無・地場経歴などの予防治山的な判断が施工優先箇所となり抑止効果に影響する。

土石の堆積が少なくなれば途中の塞き止め氾濫がなくなり、水比率の高い河川流下水となるので氾濫が少なくなり人命・社会機能への影響は少なくなると思われる

コスト／維持管理含む

無足場アンカー工法のようなワイヤー吊りアンカー工法で高所施工するとしたら”現在14m級ダムに6億とされる費用”が半額以下で施工可能とされている(ダムの貯砂量を抑止斜面土砂量と換算して対象面積を割り出し施工費対比)

維持管理としても施工時に植生した根茎がアンカー施工による固結斜面により正常に土砂の呪縛帯を構成するので施工時より地盤は年々強固になっている。滑りが発生して抑止し一部すべりが見られるところにおいてもアンカーの増し打ち等により補強がかけられる。

地域社会・環境への影響

土石を塞き止めるダムでは、ミネラル分などの養分や砂利などの建設資源の不足・海においては供給砂の不足による侵食・護岸工事などの影響が見られていたが、山から海への自然状態に近づける事で自然復旧機能が働き、コストをかけずに時間経過による改善がみられる
利水事業への影響

水ダムにおいては、周辺の斜面崩壊による水位の上昇や貯水量等の影響が考えられるが、当工法は、事前の調査による原因抑止である斜面崩壊抑止工により対策が出来ているので突発的な事故は少ない

実現性

既に国・地方自治体の公共工事において多数施工しており、高所においても実績が豊富なので問題は無いと思われる

達成できる安全度

削孔機械は1本でも十分なワイヤーで複数接続によって結束され、作業員もロープ足場で直接接続されているので労災事故で最も多い落下・墜落事故が起きにくい工法であり、安全意識も統一した安全マニュアルにより一元化されている

また、施工提案自体が“土石流にダムで抵抗という力対力”ではなく“原因の崩れを抑止”する自然サイクルによる自然復旧作用を阻害しない方法なので、突発的で予測できない土石流の力を日常から徐々に削いでいく効果が発揮され目的に合致しているし確実である。

20	下7	本章で示す(1)～(26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。なお、本章では、考えられる様々な治水対策の方策を記載しており、ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策が含まれている。各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することが重要である。 【要旨】 治水対策には、河川整備計画と計画策定時の地域住民意見を反映させる取り組みの中で地域に示したダムの代替案がベースになるべきである。定量的に評価できない代替案やあらたな代替案を示すにはダムの機能や堤防機能など定量的に評価できるものにすべきである。例えば樹林帯や水田保全、森林保全の対策案などは整備計画達成の時間軸と異なる長期の時間軸の対策である。 【意見】 まず治水対策案は、その河川の災害の歴史や自然条件、地形条件、社会条件などの流域特性が活かされた対策が選定されるべきであり、歴史的に見て都市部の河川の社会資本整備が先行的に整備され、地方の河川の社会資本整備は遅れて始まり現在でもその遅れを取り戻せていない、未だに氾濫を繰り返す河川と整備された都市部河川とでは、おのずと対策案が異なる。その時の財政事情、コストのみで比較されるべき問題でない。
21	10	ダムの有効活用は、・・・中略・・・<u>操作ルールの見直し</u>等により洪水調節能力を増強・効率化させ、下流河川の流量を低減させる方策である。これまで多数のダムが建設され、新たなダム適地が少ない現状に鑑み、既設ダムの有効活用は重要な方策である。治水上の効果として、河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所はダムの下流である。 【要旨】 <u>操作ルールの見直し</u>を治水対策案として上げる以上、<u>操作ルールの見直しとは、どのようにすべきか方向を示すべきである。</u> 【意見】 <u>操作ルールの見直し</u>を治水上の効果として、河道のピーク流量を低減させる効果をどのようにすべきかを示すべきである。一般的にダムの操作ルールは、下流河道の整備状況に合わせて、決めているのではなく、計画レベルの洪水に対する操作規則となっており、ダムの有効活用の観点からは<u>下流河道の整備状況に合わせて段階的に弾力的に操作ルールの見直しを図ることが必要である。</u>抜本的な有効活用の方方向を示すべきである。

27	下 10	二線堤は、本堤背後の堤内地に築造される堤防であり、控え堤、二番堤ともいう。万一本堤が決壊した場合に、洪水氾濫の拡大を防止する。・中略・下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、<u>下流の河道流量が低減する場合がある</u>。二線堤は、計画や構造の面で工夫して道路と兼用させることも考えられる。
		【要旨】 二線堤を治水対策案としてあげる以上、二線堤の用語を他の堤防の用語と明確に区分してほしい。用語の定義どおりであれば<u>二線堤は、下流の河道流量が低減する場合がある。とは言えない。</u>
		【意見】 二線堤が他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。と読める。遊水池の周囲堤や囲繞堤、越流堤との兼用し示すのか、二線堤が遊水機能を有する土地の保全と合わすという意味が釈然としない。二線堤が下流の河道流量が低減する場合がある。という表現は用語の定義からも誤解を生む、<u>誤解生む表現はあえて記述しない方がよい。</u>
60	1	第7章に示す評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。・③・最終的には、環境や地域への影響を含めて・・評価する 【要旨】 財政的、時間的な観点を加味して・・中略・・「コスト」を最も重視するとい考えただけでは、投資が遅れた地方の川には、効率や数字で計れないような人の命にかかわる問題がある。またこれまでの投資がカウントされないことになり、整備計画あるいは、当面5カ年、当該年でのコストだけでは評価できない。<u>これまで投資されたコストと時間軸を合わせた総合的な評価が望ましい。</u> 【意見】 投資の順番が遅れた河川と投資が優先された都市部の治水対策では、単に「コスト」を最も重視する評価では、地方の河川の効率や数字と縁遠い人の命を守る最低の治水安全度(シビルミニウム)格差を生みことにつながりかねず、地方と都会の治水レベルの格差は解消できない。このため、<u>安全度の評価には、これまでの格差や事業経緯、整備速度などの時間軸の評価も必要である。</u>

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に対する意見

共同代表

連絡先住所

電話

P1 【要 旨】

今後の治水理念を構築していく上で欠かすことのできない基本的な 2 本柱が「とりまとめ(案)」から欠如している。下記の 2 本柱抜きの「ダムによらない治水」など存在しないのだ。ダムによらない治水はダム治水の代替案ではないのだ。

【意 見】

その1 自然にとって川とは何か

川は生態系の重要な構成要素である

その2 人間は自然の歴史が育む多様性ゆたかな川とどう付き合うのか

自然の多様性の保全は人類に課せられた責務である

合わせて、ダム治水(基本高水治水)が川と流域の地域社会を破壊してきた歴史も明記すること

P1 【要 旨】

「我が国は現在人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字……」は「ダムによらない治水」の問題とは全く別のものである。なぜ、ダムによらない治水を求める考えが世界の潮流となっていくか、その歴史を明らかにすることによってのみ、ダムによらない治水のあり方は考えることができるのである。

「我が国は……」に関連する文章は削除し、下記の文章に変更すること。

【意 見】

流域住民は豊かな生態系が保全された川を未来に手渡すために“ダムによらない治水”を求めるようになった。この考えの背景にあるものは、ダムは水害を拡大する危険構造物に過ぎないという水害体験、そして川の生態系も景観も破壊してしまい、地域産業を衰退させてしまった建造物に過ぎないという体験である。この事実こそ、治水に責任を負う行政や研究者が真摯に受け止めなければいけないものである。

P4 【要 旨】

「社会情勢の変化」でもっとも大切な部分が欠如している。明治の河川法・昭和の河川法が川をどのように破壊し続けてきたか。そのために流域住民はど

のような災害を被ってきたかを具体的に記述すべきである。

【意見】

流域住民は、洪水を河道とダムに閉じ込める治水工事が川の形態を破壊し、生態系を破壊し、景観を破壊し、流域の産業を衰退させていった事実を具体的に認識し、ダムによらない治水を求めるようになった。この歴史的背景こそが、「ダムによらない治水」へ政策を転換させていくことになった最も重要な社会情勢の変化である。

P5 【要旨】

「最終的には河川整備基本方針で目標とする安全度を確保することになる」とあるが、これはダム建設を前提とする基本高水の考えを正当化するものでしかない。

基本高水の考えを擁護する限り、「ダムによらない治水」の基本理念など構築できる筈もない。基本高水から脱却した治水理論を展開すべきである。

【意見】

発生した洪水を河道とダムに閉じ込める基本高水の考えの基に推し進めてきた基本高水治水は水害を拡大してしまう事態を招いた。その上、安全度という考えを持ち込むことで、流域住民を川から遠ざけてしまった。この事実が流域住民の治水の危険度を高めることになってしまった。この厳しい反省の上に立って、「ダムによらない治水対策」へ政策を転換することにした。

P6 【要旨】

「計画上の整備水準を上回る規模の洪水の発生は避けられず……なお不確定要素が内在し、防災対策に十分に結び付けるまでに至っていない」とあるが、これこそダムによらない治水を求めてきた流域住民が問題し、基本高水から脱却することを求め続けてきた内容に関わるものである。下記のように書き直すことを求める。

【意見】

多発している気象災害の主要な原因は、山地の破壊と全流域の浸透能の破壊にある。基本高水の考えに基づく治水、ダムありきの治水対策から脱却し、自然の法則性に基づく治水へと転換を図っていく。

P8 【要旨】

「山間部にダムを建設し洪水のピーク流量を低減させる方法は極めて有効な対策」とあるが、これは現実のダム機能を無視したコンピューターの数値操作の世界の話でしかない。ダム放流に危険にさらされた流域住民は許すことが記述で

ある。下記のように書き直すこと。

【意見】

極めて有効な対策と思われたダム治水は水害を拡大する危険なものであるという現実に関係者に直面させることとなった。ダム放流やダム決壊は甚大な被害を流域住民にもたらすのである。

堤防の決壊やダム放流が引き起こす重大な問題は洪水氾濫の急激な増水である。

ダム放流のもう一つの災害はヘドロである。ダムが無い時代の水害とは全く違った厄介ものである。

P9 【要旨】

「森林の洪水緩和機能は中小規模の洪水において発揮されるが治水上問題になる大洪水の時には顕著な効果はできない」とあるが関係者の頭脳を疑う文章である。なぜか。ダムに関する讃美歌を歌い、森林に関して限界だけを強調しているからである。森林に関しては下記のように書き改めるべきである。

【意見】

現在多発している気象災害は土石流や崖崩れが深刻な問題であり、それと関連した水害が多発している。治山と治水を一体化した取り組みこそがこれからの最大の課題である。

P10 「流域における貴重な資産である既設ダム」とあるが、流域住民はダムの撤去を求めているのだ。次のように訂正されたい。

既設ダムに関して、そのダムがどのような問題を引き起こしているか科学的に分析し、撤去も含めて議論を深めていく必要がある。

P42 流水の正常な機能の維持という文言があるが、これは「ダム」を前提にした話である。この項目はすべて削除すること。

P59 【要旨】

総合的な評価の考えとして「一定の安全度を確保することを前提としてコストを最も重視する」とある。これは有識者会議のメンバーの諸氏が「森も川も海も見ず」「現実の発生している気象災害を見ず」「自然が育む豊かな川を未来に手渡したいと願う住民の声を無視している」立場で、基本高水理論を今後も錦の御旗として守り続けようとしている姿勢でしかない。国民は、自然の歴史が育む川を未来に手渡すことを基本理念に据えた治水対策の理論と技術を提起することを有識者会議に課しているのだ。コスト重視ではない。

【意 見】

自然の歴史が育む川の再生と保全を大前提に、現在多発している気象災害の科学的分析(自然科学と社会科学の両側面から)を基につくられた有効な気象災害対策を最重要視する。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
45	6	平成21年度京築地区水道企業団水道事業再評価において、水道整備事業計画及び水需給計画の検討がなされ、現在実施をしている伊良原ダムからの10,000m ³ /日の水源は必要ということで事業継続と答申がなされ決定している。			
45	12	京築地域は近年、隔年ごとに渇水に見舞われており、管内中小河川においての水道水源の確保は難しい状況にあり、水道水源の安定的な確保と水道水の安定供給のためにも伊良原ダムが是非必要である。			
52	10	【意見】 今回の検証作業の影響により生じると予想される負担増に対して、国の責任で措置されるべきと考える。また、ダム建設に遅れが生じぬよう、平成23年度以降における予算措置を講ずるべきである。 また、当企業団に対しダムに変わる水源確保を保障し、これにかかる費用等も国が負担をするべきである。			
		【要旨】 伊良原ダムの現計画工期(平成29年度完成)に向けた事業計画を推進しており、工期の遅延は、事業費の増加及び水需給計画にかかる水源不足の確保のために、当企業団及び構成団体に費用負担の増加を生じさせる恐れがある。 また、伊良原ダムを中止した場合は、これまでの企業団が負担をしているダム負担金及び水道施設整備事業にかかる補助金、負担金の国庫補助金・県補助金・起債・構成団体負担金等の返還が発生することとなる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載) 当企業団は、地域の劣悪な水道事情を改善するため新規開発水源を求めて伊良原ダムに参画しているが、当初のダム完成予定が平成12年度であったことから既に多額の事業費を投じ導水路、浄水場など、ダムを除く施設は完成している。 このため平成13年度からは施設の機能維持のため必要最小限の原水を受水し、暫定的な運用を行っておりダムの早期完成が望まれる。 このように関連施設が整備済みのダム事業は、検証対象から除外すべきではないか。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について、中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）	[REDACTED]		
②住所	[REDACTED]		
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④職業	会社員	⑤年齢	54
		⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見		
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
1	16	●「税金の使い道を大きく変えていかなければならない」という認識で「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとあるが、これでは、ダムは治水対策で最もコストが高いという決めつけがなされているのではないかと考える。	
16	16	●個別ダム検証を実施する場合、「補助ダム」は都道府県が検討主体となることが記されているが、費用と実務担当をどうするのか、この点を明確にしなければ適切な検証は難しいと考える。	
19	8	●ダム事業の計画に用いられてきたデータ等を現時点で再検討するとしているが、ダムに関しては最近、事業の再評価が行われており、データ等のチェックは二重の作業になるのではないかと考える。	
20	2	●複数の治水対策案を検討することには賛成である。いろいろな治水対策のメニューを関係する住民に示し、コストも含めて総合的に実施する対策を選定すべきと思う。洪水時の安全性を高めることが最優先であり、コストが先行しすぎるのは間違いである。	
26	8	●治水対策のひとつとして「部分的に低い堤防の存置」を挙げているが、浸水の可能性が高くなる土地所有者の合意を得るのは困難ではないのか。この他にも流域の住民に負担がかかると思われる対策が示されているが、実現性の評価が難しいと思う。	
59	18	●同程度の安全度を確保することを前提として、「コスト」を評価軸の最重要項目としているが、ダム以外の対策による安全性を適正に評価出来るのか疑問がある。定量的評価が出来るものと出来ないものがある中では難しい。	
【全体としての意見】 冒頭の意見でも述べたように、治水対策の手段としてダムは高額であるという考えが先行しすぎていると感じる。コストがかからず同じ安全度が達成できるのであれば当然その方法が選択されていたはずである。ダムが最も安価な対策だったのではないが、ただし、ダムとそれ以外の対策の比較検討が片務的でなく総合的になされていなければならない。今回の有識者会議において、この点が再確認された意味はあったと感じている。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		大学教員	⑤年齢	48	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
23	下から4行	【要旨】 「決壊しない」と「決壊しづらい」では意味が全く違いますが、「決壊しない堤防」と断言できる堤防とは何か？その築造が技術的・現実的に可能なのか？がわかりません。何かがわからない以上、現実的な治水の代替案として掲げるべきではないと考えます。 【意見】 「決壊しない堤防」というのはどのようなもののでしょうか？堤防は基本的に土からできていて一定の外力を上回ると壊れるものと認識しております。仮に部分的に築造できたとしても全川にわたって整備できるもののでしょうか？例えば、全川をコンクリート堤防で整備するといった夢物語みたいなことが代替案のイメージでしょうか？ 1. 次頁以降に続く「決壊しづらい堤防」「高規格堤防」という項目も合わせて機能を示したいのか？出来形を示したいのか？の趣旨が混同しています。 2. 決壊しないと言い切れるものとは具体的にどのようなもののでしょうか？ 3. 治水システムとしての整備が可能なものなのでしょうか？ が記述されている内容だけでは不明確で、代替案として現実的なものか疑問です。			
54	9	利水の観点からの検討でなぜ「柔軟性」の視点が無いのでしょうか？気候変動による渇水リスクが少雨や雪の減少によって懸念されます。そのような不確定要因への適応策は水利用の効率化やダムの運用などで十分なのか検証が必要かと考えます。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	46	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
37	最終	実現性の評価にあたっては、個別のダム事業の進捗段階の違いを適切に評価すべきと考える。 例えば、本体工事着手直前のダム事業は、地域住民や漁業関係者などとの合意形成は既になされており、その状況へ到達したエネルギーと関係者の心労は計り知れないと思われる。そこで、すでに関係者との合意形成がなされているダム事業は、実現性を高く評価すべきと考える。			
40	3	地域振興に対しての効果を評価すると記載があるが、このような経済効果は評価軸として相応しく無いと考える。 治水対策のためのインフラに、経済効果は本来必要の無いものであり、また、地域への経済効果を優先したばかりに、無駄と言われる公共事業が数多く行われてきたと考えている。			
		以上			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		代表取締役専務			
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所		⑦意見			
頁 目次	行				
52	4.	(第〇章 〇×▲・・・頁)の下に、節(例：1.1 の小数点以下)も現した方が全体の構成が理解し易いのではないだろうか？ 8.3 (2)コスト において、 (ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする) とありますが、 1. 中止に伴って発生する費用が、8章の利水にあるのは疑問。コストは利水・治水両面に及ぶ問題では。 2. 調査・地元説明、生活再建工事までの段階と転流工工事とは全く異なる議論になるのではないか。付け替え道路等のインフラであればそのまま供用されることで問題は無いと思いますが、完成した転流工は撤去を前提とするのかを明確にすべきではないか。 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 53
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
60	4	「コスト」最重視の前提となる「安全度」には対策によってかなりのバラツキがある。治水という機能上、かつ昨今の異常気象頻発の現状を考慮すれば、ある一定の安全度を有していればあとは「コスト」のみで評価するというのは、最も重要な「国民の安全確保」を犠牲にしかねない。やはり「安全度」の大きい対策は評価されるべきであり、「安全度」の大小も評価に考慮すべきと考える。	
59	1	総合的な評価の考え方において、8章で記述されている利水に関する評価が触れられていない。直轄ダムはそのほとんどが多目的ダムであり、利水は重要なファクターであることから、8章で述べられている利水に対する評価も総合的に評価されなくてはならないと考える。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
46	3	利水代替案については、1-4の代替案を検討しているようであるがこれらを単独で実施しても、利水の効果が十分に発揮出来るのか、不安なものである。 農家にとっては、農業で一番大切なのが、水と基盤整備であり、その二つが組み合わさることによって、初めて安定した農業を営むことが出来るのである。 水を有効に利用するため農家は、農業施設（用排水路）の補修・改修、ため池の整備、渇水時の水利調整等を行い、出来る限りの努力をしてきました。 しかし、これらには努力の限界があり、担い手不足の現状からは、この現状を維持するのが、大変難しくなっているのである。 これらを解決する一番の方法が、新たな用水源の確保であるダムの新設なのである。 また、水は人が生活して行く上で必要不可欠なものであり、命の源であります。 そんな水を、今もこれからも、安心して利用できる環境を整えるためにも、多目的な利用価値のあるダム事業の継続を、強く要望したいものである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス		
④職業		土地改良区 理事長	⑤年齢	61	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	成瀬ダムの早期完成を望む			
50	15	当地域に関わりのある成瀬ダムに関しては、当頁以下についての評価が既に成され事業も進行中であると認識している。代替案の再検討は無駄なコストを増大させるばかりと思える。計画及び事業実施中のダムの中には確かに代替施設が有望な箇所もないとはいえないだろうが、成瀬ダムに関しては、早期完成を果たし早期の事業効果の発現が望ましいと考えられる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45		当地域は、平成3年度より国営鳴瀬川地区かんがい排水事業を実施し、平成21年度に完了しております。関連事業として、圃場整備事業を取入れて関係受益面積1万ヘクタールのうち65%は整備済みであります。 然しながら、事業が完成しても取水制限や番水等が解消されておりません。 当地域の利水計画では、「田川ダム」「筒砂子ダム」の建設が前提となっております。 また、大雨による治水対策からの観点からしても必要な施設となっております。			
47		利水代替案に利水単独ダムの検討が記載されていますが、農業情勢が年々厳しくなっていく中で、利水者だけの建設・管理は大変困難な時代になっており、治水と利水の両面に活用できるダム事業を強く望むものです。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	62歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	4	「第三者の意見も聞きながら事業の継続が妥当かどうかを検討する」については、現在ある事業評価制度との関係が曖昧であり、また、第三者の定義が不明であるので、事業評価制度の中で、「用地補償基準妥結」の前にも評価するとしたほうが望ましい。			
14	1	(要旨) 「財政的、時間的な観点を加味した総合評価」については、財政及び時間のそれぞれの評価手法が不明確であるので、評価基準を明記すべきである。 (本文) 「財政的、時間的な観点を加味した総合評価」のうち財政的な観点については、検証の前提となる今後の予算措置が不明確であり、また、代替施設により利水者の財政支出が増えた場合の予算措置が不明確であるので、財政的なフォローについて明記するのが望ましい。 時間的な観点については、各対策案の実現性を時間的な観点から定量的に確認する必要があるが、どのような判断基準で定量化するのか明確でないので、評価基準を明記するのが望ましい。もし、明確な判断基準が示されないのであれば、時間的な観点についての評価については削除すべきである。			
14	7	関係住民については、直接利害のある住民にした事について評価できる。この関係住民の定義をより明確にするため、当該事業に関係の無い第三者は検討の場に入らないものとする明記すべきである。			
21	11	「操作ルールの見直し等」については、有効な手段ではあるが、事前放流や複雑なダム操作を採用した場合、かえって甚大な被害を出してしまう可能性があるため、ダム管理上の負担を考慮するよう、説明文の中に明記すべきである。			
22	9	河道の掘削における課題については、搬出先の確保だけでなく、河道の土砂の堆積や樹木の成長により長期的な安定性の確保が困難であることや生態系への影響や河床が岩の場合の岩掘削に要する費用や時間の増大などもあるので、これらを説明文の中に明記すべきである。			
23	4	モバイルレバーについては、水防対策の一つであり、治水対策に馴染まないものであるため、削除されたい。			
23	22	決壊しない堤防については、まだ技術的に確立されてなく、他の治水対策案と同列に表記すると誤解を与える可能性があるため、今後の技術開発により期待される治水対策案として別のまとめ方にされた方が望ましい。 (参考) 第5章を①現在の技術で実施可能な治水対策案と②今後の技術開発や検討により可能性のある治水対策案に分けたほうが望ましい。			

24	5	決壊しづらい堤防については、まだ技術的に確立されていないので、今後の技術開発により可能性のある治水対策案の中の一つの対策としてまとめた方が望ましい。
29	10	水田等の保全については、水田利用者の利便性の観点から、どの程度の治水上の機能向上が可能であるかの考察が必要であり、そのような表現に修正するのが望ましい。 また、国土交通省以外が実施主体となる取り組みが前提となるため、実施主体との調整をした上で提示すべきである。 治水効果が明確にできないのであれば、削除するか、今後の技術開発により可能性のある治水対策案として別のまとめ方にされた方が望ましい。
29	21	森林の保全については、治水・利水上の効果に疑問があるので、削除されたい。 治水対策案として表記するのであれば、国土交通省以外が実施主体であるので、その実施主体と調整をした上で、今後の技術開発により可能性のある治水対策案として提示すべきである。
36	18	河道掘削については、一連区間が完成して初めて効果を発揮するのであり、毎年毎年段階的に効果が表れるものではないので、ここでの例示は適切ではないので削除されたい。
45		「利水の検討の進め方」については、検討主体が利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行い、総合的に検討するとなっているが、検討主体が代替案を検討することには限界があるものと考えられるので、利水者と十分に調整した上で、提示するとすべきである。
59		総合的な評価については、その評価を定性的に行えば透明性・公平性・客観性に課題があるので、原則的には定量評価とすることが望ましい。どうしても定性評価となる場合は、その理由を明確に示し、関係者の了解を得ることが望ましい。
59		総合的な評価の考え方については、治水の観点からの評価と利水の観点からの評価をどのような考えで総合評価するのか明記すべきである。例えば、治水代替としてはダム以外のものが有利な手法であるが、利水代替ではダム以外は無いう場合、あるいは、この逆の場合、治水・利水双方の優先度・緊急度やトータルコスト等を考慮して、総合的に評価すべきである。
61		「国土交通大臣の判断」については、あまり時間をかけずに速やかに判断すべきであり、検討期間の上限（例えば１ヶ月）を設定すべきである。地域主権や地方分権の流れを考慮すると地域の意見が最大限に尊重されることが重要であり、大きな間違いが無い限り、検討主体による報告結果をそのまま認めることが望ましい。当然、再検討の要請は、極力避けることが望ましい。